

瀬戸市農業委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年6月24日(月) 午後2時から午後2時30分
2 開催場所 瀬戸市役所庁議室
3 出席委員

農業委員

- 1番 伊藤 憲昭
2番 井上 俊英
3番 小澤 早由里
4番 加藤 卓夫
5番 作石 正太郎
6番 高島 八十三
7番 武田 晴光
8番 長江 和春
9番 中村 征実
10番 藤井 義廣
11番 矢野 洋三
12番 横道 厚子 欠

農地利用最適化推進委員

- 1番 磯村 幸成
2番 江尻 雅之
3番 大澤 憲男
4番 加藤 晴次
5番 藤田 茂夫
6番 前田 晴美
7番 松原 清
8番 山田 泰司

(出席 19)

4 議事日程

第36号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第37号議案	農地法第3条の規定による許可申請について	1 件
第38号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第39号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第40号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第41号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第42号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第43号議案	農地法第5条の規定による許可申請について	1 件
第44号議案	農用地利用集積計画の変更について	1 件
報告第16号	農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書について	1 件
報告第17号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書について	6 件
報告第18号	農用地利用集積計画の権利の移転について	1 件
報告第19号	現況証明願出書について	1 件
報告第20号	農地改良届出書について	1 件

議長

ただ今より瀬戸市農業委員会6月定例会を開会いたします。

本日の議題は、配布してあります議案書のとおりでございます。

なお、農業委員の12番 横道 厚子（よこみち あつこ）委員より、欠席の連絡が入っております。

議長

続きまして、本日の議事録署名委員の指名を行います。慣例により議長が指名することになっておりますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声、多数あり）

議長

ご異議なしと認めます。よって、本日の議事録署名委員は、

4番 加藤 卓夫（かとう たくお）委員、

5番 作石 正太郎（さくいし しょうたろう）委員を指名いたします。

（第36号議案）

議長

これより議事に入ります。それでは「第36号議案 農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が田、現況地目が畑の1筆で面積は319㎡です。

当該農地は、渡人が相続で取得したものの、家から遠く、管理に苦慮していたところ、渡人の親族である受人と話がまとまり、当申請に至りました。受人は、すでに申請地の隣地で耕作を行っており、また申請地から約3kmの場所に居住しているため通作条件も問題なく、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいております。以上の点から、農地を取得するための要件を満たし、許可できるものと考えます。

第36号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第36号議案について、ご質疑はございま

せんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第36号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第36号議案は原案のとおり承認することに決しました。

37号・38号議案

議長 続きまして第37号議案ですが、その次の第38号議案と関わりのある申請となりますので、事務局から同時に説明していただき、審議を行いたいと思います。では事務局の説明をお願いいたします。

事務局 まず第38号議案について説明します。申請地は、登記地目、現況地目共に田の1筆で、面積は446㎡、目的は分家住宅の建築です。

立地基準は、公共施設を起点とする半径500mの円内の区域で、第2種農地に該当します。一般基準は、資力については事務局で確認済です。

申請地周辺の状況は、北側は資材置場及び雑種地、西側は道路、南と東側は田です。なお、東側の田は本件の申請に伴い分筆された農地で、今後は受入およびその家族が畑として耕作をする予定です。

近隣農地への影響については、北、東、南側はコンクリートブロック、西側は地先ブロックを設置し、土砂等の流出を防止します。排水は、敷地内に集水柵を設け、北東の最終柵から、東側農地に暗渠管^{あんきょ}を通して市所有の水路へ排水します。

他法令は、開発許可が該当し、現在申請中で許可見込みありです。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第37号議案は、暗渠管理設に係る区分地上権設定のための申請で、面積は7.7㎡です。

農地の地中に排水管を埋設する場合、農地法3条による許可を受ける必要があるため、本申請が農地法5条の申請と合わせて提出されたもので、許可できるものと考えます。

第37号議案、第38号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第37号、第38号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長

特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第37号、第38号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第37号、第38号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第39号議案)

議長 続きまして、「第39号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の2筆で、面積は270㎡、目的は通路及び駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は北が受人所有の通路、東と西と南が雑種地です。今般、借用していた東側の雑種地が利用できなくなることに伴い、申請地を通路及び駐車場として利用するため申請がありました。

近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。排水は雨水のみで、道路側側溝へ排水します。

なお、本件はすでに駐車場として利用されており、始末書が提出されています。他法令については該当しないことを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さん、推進委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。第39号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第39号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長

特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。
第39号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長

ご異議なしと認めます。よって、第39号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第40号議案)

議長

続きまして、「第40号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

申請地は、登記地目が畑、現況地目が雑種地の2筆で面積は71㎡、目的は駐車場です。立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は、北と東が道路、南が一体利用地の資材置場、西が山林です。近隣農地への影響については、隣接する農地がないため特に問題はありません。排水は、砂利敷きで自然浸透します。北と東には道路側溝も整備されており、勾配は北側道路側溝に向かっていきます。

なお、本件はすでに駐車場として利用されており、始末書が提出されています。他法令については該当しないことを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第40号議案につきましては以上です。

議長

事務局の説明は終わりました。第40号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第40号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第40号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第41号、42号議案)

議長 続きまして、第41号議案、第42号議案ですが、今月は保留となりました。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 こちらの案件については、計画の変更が見込まれるため、保留となりました。来月以降に審議する場合は、この議案番号で審議をさせていただきます。以上です。

議長 来月審議予定ですか。

事務局 その予定です。

(第43号議案)

議長 続きまして、「第43号議案 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 申請地は、登記地目が田、現況地目が雑種地の7筆で面積は141.1㎡、目的は住宅進入路及び駐車場です。

立地基準は、市街地介在農地で第3種農地に該当します。

申請地の周辺は、北が宅地、東が道路、西が一体利用地の住宅建築予定地、南が田です。近隣農地への影響については、南側に義務擁壁を設置し、土砂等の流出を防止します。

排水は、東側道路に道路側溝を新設し、道路対側の側溝へ柵で接続します。

なお、本件は分譲建売住宅の建築のため、建築図面を愛知県へ提出します。

他法令は建築許可が該当し、許可見込みであることを確認しています。

以上より、本申請は、立地基準及び一般基準を満たし、地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいているため、許可相当であると考えます。

第43号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第43号議案について、ご質疑はございませんか。

(なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第43号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(第44号議案)

議長 続きまして、「第44号議案 農用地利用集積計画の変更について」を議題といたします。事務局の説明をお願いいたします。

事務局 本件は、農地の利用権を設定するため、貸し手および借り手の双方から農用地利用集積計画が瀬戸市長宛に提出されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律により瀬戸市長から本農業委員会に協議の申し出があったものです。

受人は、現在愛知県のファーマーズ研修に通っています。また、将来的に補助金の活用を検討しているため、地域計画を策定する駒前地区にて農地を検索し、本申請に至りました。また地区担当委員さんからも適当とのご報告をいただいておりますので、農用地利用集積計画の変更につきましては、耕作放棄地予防の観点からも承認できるものと考えられます。なお、公益財団法人愛知県農業振興基金を通じ貸付けることとするもので、面積等は記載のとおりとなります。第44号議案につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。第44号議案について、ご質疑はございませんか。

藤井委員 名前を見るとおそらく日本人ではなく外国の方だと見受けられますが、中間管理機構の国籍の確認状況や、補助金の状況はどのようになっているか教えてください。

事務局 中間管理機構の利用権の設定については、所有権の移転が伴わないので、

国籍の確認はありません。農地法3条の申請ですと、令和5年度から国籍を記載することとなっています。補助金については、現状本当に申請されるか未定ですが、地域計画の担い手に位置付けられると、活用できる可能性があります。活用の可能性を残すためには、地域計画のエリアで行う必要があるため、駒前の担当委員の松原清委員に手助けをいただきながら、本申請に至ったというところです。ただ、繰り返しですが、補助金については、申請にも至ってはならず、未定という状況です。

藤井委員 日本人の方ではないですね。

事務局 そうです。現状は、愛知県の研修に通っており、また瀬戸市の認定農業者の方の元でも研修をしており、とても熱心に頑張られていると伺っています。またご家族で日本人の方がおり、手続きや連絡の際には間に入ってくださいという状況です。

議長 他にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 特にご意見もないようでありますので、質疑を終結し、採決を行います。第44号議案を原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(異議なしの声、多数あり)

議長 ご異議なしと認めます。よって、第44号議案は原案のとおり承認することに決しました。

(報告事項)

議長 続きまして、報告事項に移ります。一括して事務局から説明をお願いします。

事務局 報告第16号、17号 農地法第4条第1項第7号の届出は1件、農地法第5条第1項第6号の届出については6件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第18号 農用地利用集積計画の権利の移転について、件数としては1件、筆としては10筆、届出がありました。新たに権利を受ける方は、認定新規就農者で、親から権利を引き継ぎますので、特に問題はありません。

報告第19号 現況証明願出書については1件ありました。面積等は記載のとおりです。

報告第20号 農地改良届出書については3件ありました。面積等は記載のとおりです。報告事項につきましては以上です。

議長 事務局の説明は終わりました。報告事項について、ご質疑等はございませんか。

(質疑なし)

議長 特にご質疑もないようでありますので、推進委員の皆様ご意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

議長 本日付議されました案件は全て議了いたしました。
これにて、瀬戸市農業委員会6月定例会を閉会いたします。
ありがとうございました。